

魚津市告示第68号



字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を廃止するものとする。

上記の処分は、平成22年7月1日からその効力を生ずるものとする。

平成22年6月23日

魚津市長 澤崎義敬



1 字の区域の廃止に関するもの

市町村	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
魚津市	住吉	御墓	1537番3、1538番、1539番、1540番、1551番、1552番1、1552番2 1552番3、1554番1、1554番2、1592番、1593番、1594番1、1594番3 1598番5、1599番2、1600番2、1600番3、1600番4、1602番1 1602番4から1602番36まで、1617番1、1617番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。